

当該教育組織内の教育等に関する実施体制

教育学部

委員会等名	委員会等の構成員	委員会等の主な審議内容
教育学部教授会 (学部・専攻科・別科共通)	1. 議長（教育学部長） 2. 次の各号に掲げる者であって教育学部、特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科の教育課程の運営に携わるもの（兼担を除く） (1) 大学院教育学研究科の専任の教授、准教授及び講師 (2) 大学院人文社会科学研究部の専任の教授、准教授及び講師 (3) 大学院先端科学研究部の専任の教授、准教授及び講師 (4) 大学院生命科学研究部の専任の教授、准教授及び講師 (5) 大学教育統括管理運営機構の専任の教授、准教授及び講師	1. 学生の入学、卒業及び課程の修了 2. 学位の授与 3. 学生の除籍及び懲戒に関する事項 4. その他学部の教育研究に関すること
教育学部・教育学研究科運営会議 (学部・大学院・専攻科・別科共通)	1. 委員長（教育学部長） 2. 大学院教育学研究科長 3. 教育学部副学部長 4. 大学院教育学研究科副研究科長 5. 教育学部附属学校統括長 6. 教育学部附属教育実習総合センター長 7. 教育学部教務委員会委員長 8. 教育学部教育実習委員会委員長 9. 教育学部厚生・就職委員会委員長 10. 教育学部・教育学研究科教育・研究活動推進委員会委員長 11. 大学院教育学研究科教職実践開発専攻(教職大学院)運営委員会委員長 12. 人社・教育系事務課長 13. その他議長が指名する者	教育学部及び大学院教育学研究科に関する次に掲げる事項を審議する。 1. 中長期的な構想に関すること 2. 組織及び運営の見直しに関すること 3. 規則等の制定改廃に関すること 4. 改組・改革に関すること 5. 組織評価及び外部評価の実施に関すること 6. その他教授会等から付託された事項
教育学部・教育学研究科教育・研究	1. 委員長 2. 各講座及び養護教諭特別別科を担当す	1. 教学情報の評価分析に関すること 2. 組織としての教育研究活動等の点検

<p>活動推進委員会 (学部・大学院・専攻科・別科共通)</p>	<p>る教員から選出された者 各1人 3. その他委員長が指名する者</p>	<p>及び評価に関すること 3. 組織としての教育研究プロジェクト等の企画・立案及び調整に関すること 4. グループ又は個人の教育研究活動の支援に関すること 5. 教員の教授能力の向上及び学生の資質向上に関すること 6. 小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程の運営に関すること 7. 幼稚園免許取得に係る教育課程の運営に関すること 8. 公開講座に関すること 9. その他教授会等から付託された事項</p>
<p>教務委員会 (学部・大学院修士課程・専攻科・別科共通)</p>	<p>1. 委員長 2. 各講座(教職教育講座を除く。)及び養護教諭特別別科を担当する教員から選出された者 各1人</p>	<p>教育学部、特別支援教育特別専攻科及び養護教育特別別科(修士学生がいる間は修士課程を含む。)に関する次の各号に掲げる事項を審議する。 1. 教育課程の編成に関する事項 2. 履修に関する事項 3. 学生の身分異動に関する事項 4. 教育条件整備に関する事項 5. その他教授会等から付託された事項</p>
<p>厚生・就職委員会 (学部・大学院修士課程・専攻科・別科共通)</p>	<p>1. 委員長 2. 各講座(教職教育講座を除く。)及び養護教諭特別別科を担当する教員から選出された者 各1人</p>	<p>教育学部、特別支援教育特別専攻科及び養護教育特別別科(修士学生がいる間は修士課程を含む。)に関する次の各号に掲げる事項を審議する。 1. 学生生活及び学生活動に関する事項 2. 学生の懲戒に関する事項 3. 学生の就職に関する事項 4. その他教授会等から付託された事項</p>
<p>教育実習委員会 (学部・専攻科・別科共通)</p>	<p>1. 委員長 2. 各講座(教職教育講座を除く。)及び養護教諭特別別科を担当する教員から選出された者 各1人</p>	<p>1. 教育実習の企画、実施及び評価に関する事項 2. 介護等体験の企画及び実施に関する事項 3. その他教授会等から付託された事項</p>
<p>入試・広報委員会 (学部・専攻科・別科共通)</p>	<p>1. 教育学部長が指名する副学部長 2. 熊本大学入学試験委員会委員 3. 教育学部教務委員会委員長</p>	<p>1. 教育学部の入学者選抜の企画及び実施に関すること 2. 養護教諭特別別科の入学者選抜の企</p>

	<p>4. 教育学部教授会から選出された者 1人</p> <p>5. 教育学部情報処理委員会委員長</p> <p>6. 各講座(教職教育講座を除く。)及び養 護教諭特別別科を担当する教員から 選出された者 各1人</p>	<p>画及び実施に関すること</p> <p>3. 教育学部の広報戦略に関すること。</p> <p>ア) 受験生への広報活動に関する事項</p> <p>イ) 広報誌の発行に関する事項</p> <p>ウ) ウェブサイトの内容の充実に関する事項</p> <p>エ) その他の広報活動に関する事項</p> <p>4. 広報推進会議からの依頼事項への対応に関すること</p> <p>5. その他教授会等から付託された事項</p>
--	--	---